

愛川町訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日 版)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型サービス11	1週あたりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型サービス11日割			39	1日につき
A2	1211 訪問型サービス12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,346単位	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型サービス12日割			77	1日につき
A2	1321 訪問型サービス13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型サービス13日割		123	1日につき	
A2	2411 訪問型サービス21	1月あたりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位	287	1回につき
A2	2511 訪問型サービス22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 179単位 ※所要時間20分以上45分未満	179	
A2	2621 訪問型サービス23		事業対象者・要支援2 生活援助が中心である場合 220単位 ※所要時間45分以上	220	
A2	1411 訪問型短時間サービス		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 163単位 ※20分未満	163	
A2	C211 訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 12単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A2	C212 訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 23単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214 訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき
A2	C216 訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間20分以上45分未満	-2	
A2	C218 訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間45分以上	-2	
A2	C219 訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 2単位減算 ※20分未満	-2	
A2	D211 訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 12単位減算	-12	1月につき
A2	D220 訪問型業務継続計画未策定減算11日割			-1	1日につき
A2	D212 訪問型業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 23単位減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき
A2	D214 訪問型業務継続計画未策定減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算	-37	1月につき
A2	D215 訪問型業務継続計画未策定減算13日割			-1	1日につき
A2	D216 訪問型業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2	D217 訪問型業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間20分以上45分未満	-2	
A2	D218 訪問型業務継続計画未策定減算23		事業対象者・要支援1・2 生活援助が中心である場合 2単位減算 ※所要時間45分以上	-2	
A2	D219 訪問型業務継続計画未策定減算短時間		事業対象者・要支援1・2 身体介護が中心である場合 2単位減算 ※20分未満	-2	
A2	6001 訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003 訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上に サービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		1月につき
A2	6002 訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		1月につき
A2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002 訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102 訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112 訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001 訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102 訪問型口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1,000加算	1月につき
A2	6183 訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1,000加算	
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1,000加算	
A2	6184 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1,000加算	
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1,000加算	
A2	6380 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1,000加算	

※ 本改定における新設は青色で表示しています。